

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター（以下「この法人」という。）の定款第14条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、常勤理事の用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とするものをいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常勤理事)

第6条 常勤理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

## 第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年4月30日から施行する。(令和2年4月28日理事会決議)

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	常勤理事
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰	◎理事長を補佐し、この法人の業務を執行 ◎理事長の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事		○
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張(役員、重要な使用人)に関する事		○
支出に関する事		
1件200万円以上	○	
1件200万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生(役員含む)に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、常勤理事の不在時等理事がその決裁権限を行使できない場合において、理事長が理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。